

第7回

すくすくサポート通信

心のバリアフリーの輪「駅ボランティア」

今回は、西武鉄道株と連携して昨年度から行っている「駅ボランティア」を紹介します。

Q：どのような内容ですか？

A：高齢者や身体に障害のある方、妊娠している方や小さなお子さんを連れている方が電車やバスを利用するとき、乗り降りや切符の購入、通路や階段の移動等でお困りになることがあるかと思ひます。こうした場面で困っている方々を、進んで手助けしていただくボランティア活動です。名称は駅ボランティアですが、街なかで困っている方も対象に手助けしていただきます。



体験会のような

ボランティアの皆さんには、あらかじめ体験会に参加していただき、駅ボランティア証を交付しています。

Q：何人くらいのボランティアの方が活動していますか？

A：市民に限らず、市内の西武線各駅を利用している中学生以上の方を対象として、今年9月に募集をしました。現在、昨年度からのボランティアや秋草学園短大の学生とあわせて216人の方々にご協力いただいています。ボランティアの皆さんは駅に常駐してはいませんが、通勤や通学途中での日常生活を通して、困っている方を見かけたときに、手助けをいただいています。普段から、こうした活動を通して、駅ボランティアではない方たちにも、「心のバリアフリー」の輪が広がるとうれしいですね。

駅ボランティアについての問い合わせ

交通安全課 (☎2998-9140・FAX2998-9162)
西武鉄道株・営業課 (☎2926-2222)

※この連載は「ところっこ・すくすくサポートプラン」に関連する事業を紹介しています。

連載の問い合わせ 子ども支援課 (☎2998-9124・FAX2998-9035)

●●●●●ご利用ください！●●●●●

所沢市子育て情報サイト「ところっこ すくすくナビ」
アドレス<http://www.tokorokko.jp>

特設人権相談の「あんない」

家庭内または近隣のもめごと、ストーカー被害でお困りの方、社会のさまざまな差別にお悩みの方などの人権に関する相談を無料で受け付けます。秘密は厳守します。

とき 11月15日(火)午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

ところ 市役所1階・市民相談課

相談員 人権擁護委員およびさいたま地方支局所沢支局職員

問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9002・FAX2998-9041)

都市計画の変更案の縦覧を行います

埼玉県が定める都市計画の決定にあたり、都市計画法第17条に基づき変更案の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 11月16日(水)～30日(水)／土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時

分 午後5時

縦覧場所 市役所2階・中心市街地整備課、埼玉県市街地整備課(さいたま市浦和区高砂3-15-1)、埼玉県川越市土整備事務所(川越市旭町2-13-6)

都市計画の種類 「所沢都市計画都市再開発の方針の変更」

意見書の提出 都市計画案に対して「意見のある方(所沢市の住民または利害関係のある方)は、縦覧期間内に意見書を提出することが出来ます。」

意見書提出場所 市中心市街地整備課、県市街地整備課
◎意見書の様式は、各縦覧場所にあります。また、縦覧内容は、縦覧期間中に限り、ホームページ(アドレスは表紙参照)、埼玉県市街地整備課ホームページ(アドレス<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BC00/home/index.html>)でも縦覧出来ます。

問い合わせ 市中心市街地整備課(☎2998-9036・FAX2998-9008)

不動産取引無料相談の「あんない」

048-830-5388・FAX048-830-4882

宅地・建物の売買および賃貸借等の不動産取引に関するご相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

とき 11月10日(木)午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

ところ 市役所2階202会議室

相談員 弁護士、税理士、取引相談員

問い合わせ 市民相談課 (☎2998-9002・FAX2998-9041)

市庁舎避難訓練を実施します

市では、市庁舎内において実際の火災を想定し、避難訓練を実施します。来庁される市民の皆さんの協力を願っています。

とき 11月9日(水)午前8時40分～9時50分(予定)

◎雨天決行です。

火災想定場所 市庁舎高層棟1階(予定)

避難場所 市庁舎西口広場および図書館東側(航空記念公園内)

訓練内容 通報、消火および避難訓練、はしご車および救助工作車救出訓練、屋内消火栓操法訓練

問い合わせ 管財課 (☎2998-9053・FAX2998-9056)

消費税相談窓口をご利用ください

所沢税務署では、新たに消費税の課税事業者となられる方の消費税申告に関するさまざまな質問にお答えするために、「消費税相談窓口」を設置しています。消費税の申告に必要な記帳の仕方や決算の方法、および請求書などの保存方法などについて分からない点がありましたら、お気軽にご相談ください。

◎電話相談も受け付けています。

ところ 所沢税務署個人課税第一部門・消費税相談窓口(並木1-7)

電話相談 ▼個人事業者の方：☎2993-9100 ▼法人事業者の方：☎2993-9126 ▼納付の相談：☎2993-9115

問い合わせ 所沢税務署個人課税第一部門・消費税相談窓口 (☎2993-9100)

国民健康保険の夜間特別納税窓口を開設します

国民健康保険税が夜間に納税できます。日中に時間がとれない方は、ご利用ください。

期間中、窓口・電話による納税相談も受け付けています。

とき 11月28日(月)～30日(水)午後5時～8時

ところ 市役所1階・国保年金課

問い合わせ 国保年金課 (☎2998-9131・FAX2998-9061)

土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧を行います

狭山ヶ丘土地区画整理事業の事業計画の変更に伴う縦覧を行いますので、利害関係のある皆さんへお知らせします。

縦覧期間・場所 11月8日(火)～21日(月)／土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時・狭山ヶ丘区画整理事務所(東狭山ヶ丘3-2055)

問い合わせ 同事務所 (☎29925-9641・FAX29921-2007)

公共施設案内・予約システム等の一時停止のお知らせ

11月23日(祝)に、市庁舎内電気設備の点検作業を実施します。

このため、街頭端末機、インターネットによる公共施設案内・予約システムおよび所沢図書館蔵書検索・予約システム、テレホンガイドのご利用が終日できません。

利用者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご承知おきください。

問い合わせ ▼公民館：生涯学習センター (☎2924-2954・FAX2924-2831) ▼体育施設：生涯スポーツ課 (☎2998-9248・FAX2998-9167) ▼コミュニティ施設：コミュニティ推進課 (☎2998-9003・FAX2996-0015) ▼図書館：所沢図書館 (☎2995-0311・FAX2992-1421) ▼テレホンガイド：秘書広報課 (☎2998-9024・FAX2994-0706)

既存宅地経過措置のお知らせ

既存宅地の制度は、平成12年の都市計画法の改正(施行日・平成13年5月18日、以下「施行日」という)により廃止されましたが、次の経過措置が認められています。

経過措置の期間が経過するまでの間は、自己の居住または業務の用に供する新築、改築または用途変更であれば、既存宅地の効力を有しています。ただし、期限までに建築工事に着手している必要があります。土地利用を計画されている方は、早めに相談してください。

【経過措置期間】

●施行日までに既存宅地の確認を受けた敷地については、施行日から5年間

●施行日までに既存宅地の確認申請をして、その後市長の確認を受けた土地については、確認を受けた日から5年間

◎既存宅地とは…市街化調整区域に関する都市計画が決定された際にすでに宅地であった土地で、市長の確認を受けた土地です。

問い合わせ 開発指導課 (☎2998-9379・FAX2998-9162)